

## 監査の結果に係る取扱基準

(趣旨)

- 1 この基準は、是正又は改善の必要がある事項として定期監査の結果（以下「監査結果」という。）に記載する際の判断基準及び措置報告の要否について定めるものとする。

(是正・改善事項の区分)

- 2 是正又は改善の必要がある事項として監査結果に記載する区分は、指摘事項又は注意事項とし、区分ごとの判断基準及び措置報告の要否は、次の表のとおりとする。

区 分	判 断 基 準	措置報告 の要否
指 摘 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）に違反しているもの</li> <li>② 要綱、要領、マニュアル、通知等の明文化されたもの（以下「要綱等」という。）に違反しているもの</li> <li>③ 経済的損失を生じていると認められるもの</li> <li>④ 事務処理が著しく正確性に欠けると認められるもの</li> <li>⑤ 経済性、効率性又は有効性の観点から、是正又は改善が必要と認められるもの</li> <li>⑥ 前回指摘された事項のうち、是正、改善等がなされていないと認められるもの</li> </ul>	○
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法令等及び要綱等には違反していないものの、個別の契約書などにおいて定めた規定、条件等を遵守していないもの</li> <li>② 明確な数値等の基準が示されていないものの、適切な事務の執行に向けて、是正又は改善を求めるもの</li> <li>③ 経済性、効率性又は有効性の観点から、是正又は改善を求めるもの</li> <li>④ 記載誤り、記載漏れ等の軽微な誤りと認められるもの</li> </ul>	×

附 則

この基準は、令和5年度に実施する定期監査から適用する。